

別表 1

補助区分	補助対象経費及び交付額算定方法	補助率	使 途
第1施設運営費	<p><b>1 障害者施設</b>（要綱第2(5)に規定する施設。以下同じ。）</p> <p>(1) 交付額の算定は県から指定を受けている事業所ごとに行い、交付額は次の(2)に掲げる項目の合計額とする。</p> <p>(2) 福祉事業ポイント補助  基礎単価(別表2)×福祉事業ポイント数×令和5年度年間施設利用者数  福祉事業ポイント数は、別表3の第1欄に定める施設が第2欄に定める事業を実施し、第3欄に定める基準を満たす場合に、1事業につき第4欄に定めるポイントを加算し、かつ、10ポイントを上限とする。</p> <p><b>2 障害者施設及び盲人ホーム、点字図書館を除く全ての施設</b></p> <p>(1) 交付額は次の(2)に掲げる項目の合計額とする。</p> <p>(2) 福祉事業ポイント補助  基礎単価(別表2)×福祉事業ポイント数×令和5年度年間施設利用者数  福祉事業ポイント数は、別表3の第1欄に定める施設が第2欄に定める事業を実施し、第3欄に定める基準を満たす場合に、1事業につき第4欄に定めるポイントを加算し、かつ、10ポイントを上限とする。</p> <p><b>3 盲人ホーム、点字図書館</b></p> <p>平成14年度民間社会福祉施設運営費補助金のうち施設職員の人件費に対する補助額に0.95を乗じた額とする。</p>	10/10 以内	施設運営に要する 経費全般

補助区分	補助対象経費及び交付額算定方法	補助率	使 途
第2 施設整備 借入金償還	<p>施設整備のための独立行政法人福祉医療機構からの借入金、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の民間社会福祉施設振興資金貸付金又は旧年金福祉事業団からの借入金で、別紙民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）承認基準（以下「承認基準」という。）により知事が認めた借入金額に対する令和5年度の償還に要する額以内の額とする。</p> <p>ただし、平成14年度以降着工の軽費老人ホームは対象としない。</p>	<p>耐震改築1/2 それ以外1/3 *23年度以前 着工施設 1/2以内 *11年度以前 着工施設 3/4以内 10/10特例</p>	<p>左記に定める 借入金の償還</p>